

納税の猶予申請の手引き

森町役場税務課

森町の猶予制度のあらまし

町税をその納期限までに納付しない場合には、納付する日までの日数に応じて延滞金がかかる場合があります。また、督促状が送付されてもなお納付されない場合には、財産(不動産、給与、預金、自動車等)の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、町税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、森町に申請することにより、1年以内に限り、財産の換価(売却)や差押えなどが猶予される場合があります。

換価の猶予

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、町税の納期限から6か月以内の申請に基づいて差押財産の換価(売却)が猶予される制度です。

徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって町税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した町税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

猶予の効果

換価の猶予が認められると・・・

- ① 既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

徴収猶予が認められると・・・

- ① 新たな差押えや換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、町へ申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

※ 留意事項

- (1) 申請する町税以外に、既に滞納となっている町税がある場合には、原則として、この手引きによる納税の猶予制度は受けられません。
- (2) この手引きの内容は、平成28年4月1日以降の猶予の申請について適用されます。

問合せ先：森町役場税務課納税係

電話0538-85-6310

静岡県周智郡森町森2,101番地の1

手続きの流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 換価の猶予

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合には、猶予を受けようとする町税の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

② 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって、町税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した町税を一時に納付することができないと認められる場合は、その町税の納期限までに申請することにより、徴収猶予を受けることができます。

申請書の作成・提出

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に必要な書類を添付して、森町(税務課)に提出します。

- 「換価の猶予申請書」の書き方
- 「徴収猶予申請書」の書き方
- 「財産収支状況書」の書き方

提出された申請書等の審査

町では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が許可された場合

猶予が許可された場合は、森町から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

不許可となる場合

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、森町から「猶予不許可通知」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取り消し等

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。
なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

1 換価の猶予

(1) 換価の猶予を受けることができる場合

次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 町税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（注1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（注2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする町税以外の町税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき町税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が森町（税務課）に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（注3）

注1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお町税を一時に納付するところにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、町税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

注2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその町税を優先的に納付する意思を有していると認めることができることをいいます。

注3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額が（未確定の延滞金を含みません。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

(2) 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（注1）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

注1 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に町に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予を申請する場合は、次の書類を森町（税務課）に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」
- 「財産収支状況書」

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不

動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは森町役場税務課にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合(注1)には、提出は不要です。

注1 未確定の延滞金は含みません。

4 提出された申請書等の審査

町では、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容(一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等)について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする町税について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、町での審査結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立をすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき
- ② 申請者について強制換価手続(注1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が町税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする町税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために町の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(注2)。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(注3)

注1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

注2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

注3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の町税について再度猶予の申請がされたときなどが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、

猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立をすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている町税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている町税を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（注1）。
- ③ 森町長が行った担保の変更等の求めに応じないとき。
- ④ 猶予を受けている町税以外に新たに納付すべきこととなった町税が滞納となったとき（注1）。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

注1 猶予を受けている者の責めに帰することができない事実が発生した場合など、やむを得ない事情がある場合がある場合を除きます。やむを得ない事情がある場合は、森町役場税務課へご相談ください。

換価の猶予申請書の書き方

1 「納付すべき町税のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき町税」の合計額から「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額」欄の現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載します。

2 「納付すべき町税のうち、徴収猶予を受けようとする金額」欄

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

個人事業で運送業と営んでいるが、取引先の一つであったC株式会社の事業縮小のため、C株式会社との契約が昨年11月をもって終了することになった。

C株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払いだけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

3 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック（レ）を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック（レ）を付けます。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金は含みません。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の《記載例》

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「-」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

《記載例》

（不動産を担保として提供する場合）

担保財産の詳細 又は提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：○○○㎡ 所有者 ○○○○ 所在地：周智郡森町○○□□番地の□
--------------------------	------------------------------------------------------

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保財産の詳細 又は提供できない特別の事情	保証人の氏名：○○○○ 保証人の住所：○○市○○町□□番地の□
--------------------------	----------------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保財産の詳細 又は提供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有していないため。
--------------------------	----------------------------

◎ 担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- ① 国債及び地方債
- ② 社債その他の有価証券で、森町長が確実と認められるもの
- ③ 土地
- ④ 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車、及び建設機械
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 森町長が確実と認める保証人の保証

財産収支状況書の書き方

1 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において直ちに納付することができる金額を計算します。

- ① 「現金及び預貯金等」の欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式など売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ② 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック（レ）を付けます。

「運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（注1）の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（注1）に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「その他」にチェックを付けた場合には、その事情を（ ）内に具体的に記載します。

注1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当が必要になる日までの期間とすることができます。なお、納税者が収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当をしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

- ⑥ 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることのできる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。
なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込額」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込額を記載します。

この欄で計算した「納付可能基準額」を基に、「4 分割納付計画」欄を記載します。

(1) 「収入」欄

売上収入その他経常的な収入を全て税込金額で記載します。（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

(2) 「支出」欄

ア 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業継続のために真に必要と認められるものに
限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意し
てください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
 - ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。
- ※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しま
せん。

また、給与、報酬などの支出の見込額は、源泉徴収する所得税等を差し
引いた金額を記載してください。

イ 生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、
次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担し
ている人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法
により計算した金額から減算します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として④
納税者本人につき 100,000円、⑤生計を一にする配偶者その他の親
族一人につき45,000円、⑥手取り額（注1）から④及び⑤を差し引いた
金額の100分の20に相当する金額（又は④及び⑤の合計額の2倍に相当
する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、
所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など
生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活
費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加
算することができます。

注1 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の1か月分の給与収入から源泉所得税、地
方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者につい
ては、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、
白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所
得金額に相当する計算期間における額をいいます。

なお、複数の所得がある場合には、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している
場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算
した金額。

《【備考】欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

○給与収入（手取り額）35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合			
納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。			
100,000円④	+	(45,000円×3人)⑤	= 235,000円(a)
(納税者本人の生活費)		(納税者と生計を一にする親族の生活費)	(基準額)
235,000円(a)	+	{(350,000円(手取り) - 235,000円(a)) × 20 / 100}⑥	= 258,000円

(基準額)	(医療費)	(妻の給与収入)	(生活費)
258,000 円	+ 15,000 円	- 50,000 円	= 223,000 円

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求め
る計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を【備考】欄
に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光
熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記載します。

3 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「納付可
能基準額」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申
請書の「納付計画」欄に転記します。

(1) 「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

(2) 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込
金額（月額）」欄の「納付可能基準額」に記載した金額とします。ただし、臨時的な
収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額によ
り納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

(3) 「備考」欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額として
いる月について、その増額又は減額した理由を記載します。

《記載例》

(臨時的な収入)

- ・不動産売却による収入（〇〇円）のため。
- ・借入による入金（〇〇円）のため。

(臨時的な支出)

- ・製造用機械の買替えによる支出（〇〇円）のため。
- ・〇〇税の納付（〇〇円）のため。

4 「5 財産状況」欄

(1) 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日（手形の
場合は支払期日）、種類及び回収方法を記載します。

「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

(2) 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、
所在地等を記載します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、「2 現在納付可
能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

(3) 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

「追加借入の可否」欄には、借入枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保を提供している財産等を記載します。

II 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること。
 - ア 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」といいます。）がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（注1）
 - イ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したと
 - ウ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - エ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（注2）
 - オ 納税者に上記アからエに類する事実があったこと（注3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき町税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が森町に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（注4）

注1 町税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の減免があります。詳しくは、森町役場税務課までお問い合わせください。

注2 「事業につき著しい損害を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

注3 「上記アからエに類する事実」のうち、エ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

注4 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合と同様です。

2 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき町税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した町税（注1）があること
- ② 納税者等が①の町税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者等から①の町税の納

期限（注2）までに「徴収猶予申請書」が森町に提出されていること

④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（注3）

注1 例えば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる町税が該当します。

注2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

注3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年（注1）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた町税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、町長が定めることがあります。

注1 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に町に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を町に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「徴収猶予申請書」
- 「財産収支状況書」
- 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（注1）

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合と同様です。

注1 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、森町役場税務課までお問い合わせください。

- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など。なお、上記①又は②の添付書類の提出を困難とする事情があるときには、町へご相談ください。

5 申請等の審査などの手続

I 換価の猶予の「4 提出された申請書の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」までの手続については、徴収猶予の申請があった場合にも同様となります。

徴収猶予申請書の書き方

1 「地方税法第15条第○項第○号の規定のより徴収を猶与を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶与申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者等がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法第15第1項第1号
	納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法第15第1項第2号
	納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと	地方税法第15第1項第3号
	納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法第15第1項第4号
	納税者等が上記4つに類する事実があったこと	地方税法第15第1項第5号
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき町税が確定した場合の猶与	納付し、又は納入すべき町税を一時に納付し、又は納入することができない理由があること	地方税法第15条第2項

2 「納付すべき町税のうち、徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき町税」の合計額から「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額」欄の現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を受けようとする場合は、猶与該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額（注1）が、猶与を認められる限度額となります。

注1 支出又は損失に対して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

250,000 円	－	50,000 円	=	200,000 円	①
(納付すべき町税の合計額)		(現在納付可能金額)		(納付を困難とする金額)	
620,000 円	－	320,000 円	=	300,000 円	②
(治療費又は入院費)		(受領した保険金)		(猶与該当事実があったことによる支出又は損失)	
300,000 円 ①		>		200,000 円 ②	⇒ 200,000 円 ②

(猶与該当事実があったことによる支出又は損失) (納付を困難とする金額) (この欄に記載する金額)

※「納付を困難とする金額」が「猶与該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶与該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

3 「猶与該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶与該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき町税が確定した場合の徴収猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由(注1)により猶与を受けようとする町税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

注1 この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶与を受けようとする町税を納付すべき事を知ったときから徴収猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間(おおむね1か月程度)内に徴収猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができない理由を言います。

4 「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶与該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時的に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

猶与該当事実の種類	「猶与該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	平成〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業をするまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が猶与該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成〇年〇月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に通院し、その後も通院をしている。	〇〇病院に治療費及び入院費として、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に合計79万円を支払い、〇〇生命保険から26万円を受領しているため、差引金額である63万円が猶与該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成〇年〇月から〇月までの売上が前年比60%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成〇年〇月従業員全員を解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶与該当事実があったことにより支出又は損失となっている。
事業上の著し	平成〇年〇月期は250万円の利益があったが、平成〇年〇月から主要	平成〇年〇月期の損失150万円のうち、平成〇年〇月期の利益金額250万円の2分の1の金

い損失	取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成〇年〇月期は 150 万円の損失となってしまった。	額 125 万円が、猶与該当事実があったことによる損失となっている。
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき町税が確定した場合	原則として記載不要(やむを得ない理由により猶与を受けようとする町税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。	納付すべき税額 30 万円のうち、納期限までに納付できる金額は 5 万円のみであり、残額 25 万円については一時に納付することができない。

5 「猶与期間」の欄

この欄は、「猶与期間の開始日」(注1)から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

注1 「猶与期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- 申請書を提出する日が猶与を受けようとする町税の法定期限以前の場合には、法定納期限の翌日が「猶与期間の開始日」となります。
- 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶与該当事実が生じた日を「猶与期間開始の日」とすることができます。

6 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶与申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明と同様です。

徴収猶予申請書

年 月 日

森 町 長 様

(申請者)

住（居）所又は所在地

氏名又は名称

⑩

地方税法第 15 条第 項第 号の規定により、次のとおり徴収の猶予の申請をします。

納付すべき町税	科目	賦年	相年	通知番号	期 (月)	税額	延滞金額	合計金額	納期限	備考
						法律による金額	法律による金額			
合計										
納付すべき町税のうち 徴収猶予を受けようとする金額										
猶予該当事実の 詳細										
一時に納付 することが できない 事情の詳細										
猶予期間		年 月 日 ~				年 月 日				
納付計画	年 月 日	納付金額(円)		年 月 日	納付金額(円)					
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情				種 別： 所有者： 所在地：				

換価の猶予申請書

年 月 日

森 町 長 様

（申請者）

住（居）所又は所在地

氏名又は名称

⑩

地方税法第 15 条の 6 項第 1 項の規定により、次のとおり換価の猶予の申請をします。

納付すべき町税	科目	賦年	相年	通知番号	期 (月)	税額	延滞金額	合計金額	納期限	備考
							法律による金額	法律による金額		
合計										
納付すべき町税のうち 徴収猶予を受けようとする金額										
猶予該当事実の 詳細										
一時に納付 することが できない 事情の詳細										
猶予期間		年 月 日 ～ 年 月 日								
納付計画	年 月 日		納付金額(円)			年 月 日		納付金額(円)		
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情			種 別： 所有者： 所在地：				

--	--	--	--

--

